



DPI ビジョン 2030

中長期行動計画

(2020–2030)



認定 NPO 法人 DPI 日本会議

2020 年 5 月 第 1 版

目 次

1.	DPI ビジョン 2030 の作成にあたって	P1
2.	DPI ビジョン 2030 全体、各部会ビジョン（概要版）	P2
3.	DPI ビジョン 2030 各部会のビジョン（全文）	
・地域生活	P8
・アクセシビリティ（バリアフリー、情報保障）	P10
・権利擁護	P15
・教育	P17
・雇用労働	P19
・所得保障	P21
・障害女性	P23
・国際協力	P24
4.	SDGsに関する取り組み	P25

DPI ビジョン2030作成にあたって

DPI 日本会議は、1986 年の設立以降、障害者の権利獲得のための運動を行ってきました。

設立当初は、駅にエレベーター設置を求めるなど、アクセシビリティに関する運動を中心に行ってきました。2002 年には世界 110 の国と地域から 3000 人以上が参加した第6回 DPI 世界会議札幌大会を開催し、障害者権利条約策定に向けた国内外における大きなうねりを作ることに成功しました。その後 2006 年まで国連で行われた条約策定の過程にも積極的に関わりました。

国内においては、2003 年のヘルパー上限問題や 2004 年からの介護保険統合問題によって、障害者の地域生活が大きく脅かされました。障害者の地域生活を守るべく、全国の仲間と反対の声を上げました。その結果、2005 年に障害者自立支援法が制定され、多くの課題が残ることとなったものの、介護保険との統合は阻止しました。

DPI 日本会議を中心とする世界の障害者の連携によって、2006 年に障害者権利条約が国連で採択されました。2009 年に日本政府は批准しようとしましたが、私たちは国内法整備を先に進めるべきという考え方で、拙速な批准を阻止しました。そして障がい者制度改革が始まり、障がい者制度改革推進会議では尾上浩二副議長が構成員となり、課題こそ残ったものの、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正など国内法の整備に取り組みました。

2014 年、日本政府は障害者権利条約を批准し、条約の国内実施へと新たなステージに移りました。私たちは障害者権利条約の完全実施に向け、現在では 9 つの部会を設置し、全国の仲間と共に、各地で活動を展開しています。

DPI ビジョン 2030 は、各分野（地域生活、アクセシビリティ、権利擁護、教育、雇用労働、所得保障、障害女性、国際協力、優生思想、尊厳生）について、2020 年から 2030 年までのビジョン及び中長期行動計画（優生思想、尊厳生はビジョンのみ）、最後に SDGs に関する取り組みをまとめています。

2020 年から 2030 年の 10 年間に私達を取り巻く環境は、よりも早く、大きく変化していくことが予想されます。テクノロジーの進化、政治、経済状況の変化、生活の変化など、どんなに時代が変わろうとも、全ての人が尊厳を持ち、希望をもって暮らせる社会を創っていくなければいけません。そういう強い想いと決意が、このビジョンには込められています。

優生思想をむき出しにした 2016 年の相模原障害者殺傷事件では、重度障害のある仲間たちが殺戮されました。そして 2020 年に入って瞬く間に世界中で蔓延している新型コロナウィルス禍においては、命の選別が実際に行われようとしています。今、多くの障害者の命が危機にさらされています。このような時代だからこそ、私たちはさらに連帯を強めて、活動を継続していかなければいけません。このビジョンを達成するためには、みなさんの力が必要です。私たちの活動へのご理解と応援をどうぞよろしくお願ひいたします。

「全ての人が希望と尊厳をもって、ともに育ち、学び、働き、暮らせるインクルーシブな社会を創る」ために。

2020 年 5 月
認定 NPO 法人 DPI 日本会議
議長 平野 みどり

DPI の全体のビジョン(活動している目的、実現したい社会)

障害者の権利の実現を目指す運動を通して、全ての人が希望と尊厳をもって、
ともに育ち、学び、働き、暮らせるインクルーシブな社会を創る
～障害者権利条約の完全実施へ～

DPI2030 各部会のビジョン(概要版)

地域生活部会

脱施設及び社会的入院解消を進め、
どのような障害があっても、どんなに障害が重くても、必要な支援を得て、
障害のない人と平等に地域で共に暮らせるインクルーシブな社会を創る

2030 年までに実現したいビジョン

制度の谷間を解消し、障害の程度や種別にかかわらず、すべての障害者が地域で自立した生活を送る権利の保障と、その実現のための脱施設の制度化およびパーソナルアシスタンスを含む個別生活支援の制度を確立する。

2023 年、2025 年、2030 年までに達成したい目標、行動計画

- ・2023 年 目標 1. シームレスな PA 制度の確立→障害者総合支援法の重度訪問介護に関する告示を改正 等
- ・2025 年 目標 2. 脱施設の制度化→障害者総合支援法を改正、または脱施設・地域基盤整備の立法化、
地域移行・地域基盤整備 10 カ年戦略をたてさせる 等
- 目標 3. 障害者・児の介護職が求職人気 NO.1 に!→障害者の自立生活の魅力を発信 等
- ・2030 年 目標 4. 制度の谷間の解消→機能障害の程度や種類による福祉サービス利用の制限をなくす 等

アクセシビリティ部会(バリアフリー、情報保障)

障害者の移動の権利と情報コミュニケーションの保障を実現し、
分け隔てなく移動・利用でき、店舗や建物に入れ、文化芸術スポーツも楽しめる社会を創る

2030 年までに実現したいビジョン

- ① 障害者の移動の権利と環境整備の推進を法制度に確立する。
- ② 建物のバリアフリー整備を義務化し、誰もが利用できるバリアフリー整備を推進する。
- ③ 全ての公共交通機関を、誰もが、快適に利用できるバリアフリー整備を実現する。
- ④ 誰一人取り残されないよう、情報コミュニケーション保障に関する環境整備を推進する

2023年、2025年、2030年までに達成したい目標、行動計画

(1) 法制度改正

- ① 障害者基本法とバリアフリー法に、移動の権利と社会的障壁の除去のための環境整備の推進を明記
- ② 情報コミュニケーション法と手話言語法の制定の推進

(2) 建物

- ① 店舗のバリアフリー化→バリアフリー法改正し、店舗のバリアフリー化を盛り込み、基準適合義務を課す 等
- ② 学校のバリアフリー化→学校のバリアフリー整備が進むように、数値目標と実施計画を策定する 等
- ③ 共同住宅のバリアフリー化→新築・大規模改修時にバリアフリー整備を義務付け 等
- ④ ホテルのバリアフリー化→バリアフリールームの設置比率を3~5%に引き上げる 等
- ⑤ 歴史的建造物のバリアフリー化→バリアフリー法の対象とし、バリアフリー整備を義務付ける 等

(3) 公共交通機関

- ① 空港アクセスバス・長距離バス・定期観光バス→バリアフリー車両購入費用助成制度を拡充 等
- ② UDタクシー→車いすユーザーの乗車拒否を撲滅する 等
- ③ 鉄道（ホーム環境の整備、無人駅）→無人駅のバリアフリー整備の基準を策定する 等
- ④ 航空機→障害者の航空機利用の課題を整理する 等
- ⑤ 地方のバリアフリー整備→2021年からの基本方針に地方のバリアフリー整備に関する項目を立てる 等

(4) 情報アクセシビリティ

情報提供やコミュニケーションに際して誰一人取り残されないよう、情報保障に関する環境整備を進め、政策提言を行っていく。また情報アクセシビリティ、公共調達等の聴覚障害、視覚障害を含めたアクセシビリティの理解を深めるために、学習会を行う。

【DPI 加盟団体と連携して取り組む運動】

- ・全国一斉行動！UDタクシー乗車運動（毎年秋）
- ・委任条例の運動（店舗・学校・共同住宅・ホテル等）
- ・お店に入りたい！アピール運動
- ・無人駅利用の課題実態調査
- ・航空機利用の課題実態調査

権利擁護部会

脱施設及び社会的入院解消を進め、障害を理由とする差別や虐待がない社会を創る

2030年までに実現したいビジョン

障害者権利委員会からの総括所見に基づき、障害者の権利保障確立のための障害者基本法をはじめ、必要な関係法令の改正および新法制定を行う。特に、長期入所、社会的入院は重大な人権侵害であることを踏まえて、脱施設及び社会入院解消に向けた制度化を確立させる。さらに、代理決定の仕組みである成年後見制度から自己決定支援制度への転換を進める。

2023年、2025年、2030年までに達成したい目標、行動計画

- ・2023年 目標1. 差別解消法改正し「差別の定義」「民間事業者における合理的配慮の義務化」等、盛り込む
目標2. 障害者基本法改正し、「可能な限り」を削除、「差別、合理的配慮の定義」を明記する 等
目標3. 障害者虐待防止法改正し、「虐待や障害者の権利に関する第三者機関」設置 等
- ・2025年 目標4. 障害者地域生活基盤整備法(仮)の制定。入所施設や長期入院者の地域移行を促進する
- ・2030年 目標5. 障害者基本法、差別解消法、虐待防止法の3法を中心に、法改正の準備を進める
目標6. 当事者を中心に運営される相談監視機関を全国に設置。社会的入院の解消等、進める
目標7. 成年後見制度廃止を含めた抜本的な制度の見直しを行い、自己決定支援制度を確立する

教育部会

**障害のある人が充分な支援と環境整備等の配慮を得て
障害のない人と同じように、
同じ教室で学ぶインクルーシブ教育を実現する**

2030年までに実現したいビジョン

障害者権利委員会からの総括所見に基づき、障害者基本法第16条の改正を行う。さらに地域の学校でのインクルーシブ教育を進めるため、就学の仕組みや教師の配置数等、具体的な教育関係法令の改正を行い、すべての障害のある児童生徒が充分な支援と配慮を受け、原則、地域の学校の通常学級で学べるようにする。

2023年、2025年、2030年までに達成したい目標、行動計画

- ・2023年 目標1. 障害者基本法改正、インクルーシブ教育(手話を言語とする教育の確立を含む)推進
- ・2025年 目標2. 特別支援学校と普通学校における就学奨励費の格差是正を実現する
目標3. 改正バリアフリー法を活用し、通常学校のバリアフリー化を進める
目標4. 学校教育法施行令5条改正し、地域の通常学級への就学を原則、学籍一元化を実現する
- ・2030年 目標5. 学校教育法を改正し、特別支援教育の目的規定を社会モデル的な規定へ改正する
目標6. 教職員定数法を改正、特別支援学校及び特別支援学級と通常学級の教員配置格差を解消

【毎年継続的に行う活動】

- ・各地の小中学校の就学について、不当な就学を撤回させる支援の取り組み
- ・各地の高校入試で、定員内不合格を出さないよう、地元団体と協同した取り組み
- ・加盟団体等、各地の障害者自身が教育問題に取り組めるようにする取り組み
- ・日本教職員組合等、教育課題に関係する諸団体との意見交換等
- ・好事例の調査及び好事例の紹介等の啓発活動

雇用労働部会

**あらゆる差別とハラスメントを解消し、合理的配慮を得て、
障害者も共にいきいきと働くことができる労働環境を実現する**

2030年までに実現したいビジョン

2019年6月に改正された障害者雇用促進法の附帯決議である「障害者雇用率の対象となる障害者の範囲」、「働くために必要とする支援（合理的配慮）の見直しと拡充及び労働・福祉施策の連携」、「持続可能な新たな財源と予算の確保」等と「職場・雇用現場における差別の禁止」と「合理的配慮の確保」及び「実効性ある紛争解決の仕組み」を実現する。

2030年までに達成したい目標、行動計画

目標1：一般就労について

- ・差別の禁止と合理的配慮を確保するための法・制度と、持続可能な財源と必要な予算を確保する
- ・通勤及び就労時の介助等の支援確保について、効率的・容易に利用できる仕組みを確立する
- ・納付金制度については、すべての民間企業が雇用率を達成することを前提とした持続可能な財源を確保する
- ・障害者雇用率の算定対象となる障害者の定義を、障害者手帳所持者以外にも拡大する
- ・障害者雇用率調査については、合理的配慮の確保についての調査も対象として行う
- ・差別、合理的配慮の不提供、ハラスメントに関する相談、紛争解決機関の仕組みを確保する
- ・除外率制度（特定の業種における障害者雇用義務を軽減する制度）を撤廃する
- ・SDGsの目標8に対する取り組みを進め、「誰一人取り残さない職場」を実現する

目標2：福祉的就労について

- ・就労継続支援A型における利用者負担を廃止する。
- ・ハート購入法（障害者優先調達推進法）運用について、就労継続支援事業所、障害者団体等への委託推進

目標3：第三の働き方（社会的雇用・社会的事業所等）について

- ・個々の多様性の尊重と必要な配慮が確保された新たな雇用・労働形態を実現する

目標4：「一億総活躍社会」及び「働き方改革」について

- ・施策の方針と内容を障害当事者の現状から検証し、障害当事者の現状を反映する

所得保障部会

**「働くことが困難な状況であるとされている障害者」が、
地域で暮らせるための所得保障制度を確立する**

2030年までに実現したいビジョン

無年金障害者（I型糖尿病等を含む）の解消、特別障害者給付金を障害者基礎年金へ統合、特別障害者手当の見直しと新たな「（仮称）地域生活手当」の創設により所得保障を充実する。また、生活保護基準の引き下げ撤廃と「健康で文化的な生活」を実現できるための水準及び障害者の現状を踏まえた基準の見直しを実現する。

2030年までに達成したい目標、行動計画

目標 1. I型糖尿病障害基礎年金訴訟で勝訴し、公的年金制度改正につなげる

目標 2. 公的年金制度改正～無年金障害者の解消・所得制限の廃止、特別障害者給付金の年金統合～

目標 3. 特別障害者手当の見直しと「（仮称）地域生活手当」の創設

目標 4. 生活保護基準引き下げ訴訟（いのちのとりで裁判）の勝訴と生活保護基準の改善

目標 5. 貧困の概念について障害者の生活実態から「生活の質」を確保するための問題点を踏まえたものとする

障害女性部会

**障害女性の視点から、男女をはじめとするジェンダー間の不平等をなくし、
多様性が尊重され、複合差別のない社会を実現する**

2030年までに実現したいビジョン

障害女性の視点で提言し、活動することにより、誰もが差別されることなく安心して暮らせる優生思想のない社会を実現する。

2023年、2025年、2030年までに達成したい目標、行動計画

・2023年 目標 1. 障害者基本法を改正し、障害女性の複合差別解消について明記させる

目標 2. 研修を定期的に開催し、障害女性のエンパワメントとネットワーク化を図る

・2025年 目標 3. 差別解消法を改正し、複合差別、実態調査、差別解消窓口の当事者参画、職員研修を明記

・2030年 目標 4. 保健福祉、防災、ジェンダー等の審議会への障害女性の委員としての参画推進を働きかける

目標 5. 障害女性の複合差別に関する国際シンポジウムを開催、国際的なネットワーク強化

国際協力部会

世界の障害のある仲間との連帯によって、互いにエンパワーしあいながら、
インクルーシブな世界を構築する

2030年までに実現したいビジョン

障害分野からの貢献によって SDGs(持続可能な開発目標)の達成を促進し、障害者が取り残されない社会を創る。

2023年、2025年、2030年までに達成したい目標、行動計画

- ・2023年 目標 1.政府のアクションプラン2021の内容が、障害者の権利を尊重したものとする
 目標 2.DPI アジア太平洋ブロック事務所として、ブロック団体や活動の強化に寄与する
 目標 3.アフリカの障害者をエンパワーし、開発から取り残されないようにする。
- ・2025年 目標 4.世界 DPI の取り組み課題の一つに SDGs の達成をとりあげる
- ・2030年 目標 5.SDGs での障害の重要性に対する認識を広げる。
 目標 6.SDGs 後に取り組むべき、国際開発目標に関する提案を行う

【毎年継続的に行う活動】

誰一人取り残さないとの観点から、アフリカ、アジアや中南米の途上国の障害者、特に重度障害者が地域で暮らせるように今まで日本で培っていた自立生活運動を通して、障害者のエンパワメントと自立生活のスキルを伝えていく。

優生思想

優生思想の克服に向けた取り組み、妊娠・出産、医療や
各種生活支援サービスの利用を含め、人生の始まりから終わりまで
障害を理由とした異なる扱いをされない社会を実現する。

2030年までに実現したいビジョン

障害や疾病、性別や性的指向等によって優劣や「人としての価値」を決められることなく、不利益を受けずに生きられる社会を創る

尊厳生部会

優生思想を克服し、命の選別を受けることなく、
どのような障害があっても、どんなに障害が重くても
地域で暮らせる仕組みづくりを通じて、
本人や家族が自ら死を選ぶことなく生きていきたいと思える社会を創る

DPI2030 各部会のビジョン(全文)

**地域生活部会
2030 ビジョン**

1. 活動している目的、実現したい社会

脱施設及び社会的入院解消を進め、どのような障害があっても、どんなに障害が重くても、必要な支援を得て、障害のない人と平等に地域で共に暮らせるインクルーシブな社会を創る。

2. 2030 年までに実現したいビジョン

制度の谷間を解消し、障害の程度や種別にかかわらず、すべての障害者が地域で自立した生活を送る権利の保障と、その実現のための脱施設の制度化およびパーソナルアシスタンスを含む個別生活支援の制度を確立する。

3. 2030 年までの行動計画

【2023 年までに達成したい目標、行動計画】

目標 1. シームレスな PA 制度の確立

- ①障害者総合支援法の重度訪問介護に関する告示を改正し、利用目的や場面問わず重度訪問介護が使えるようにする。
- ②障害者基本法第 14 条のタイトルを「医療、介護等」から「地域生活支援」に改正し、「可能な限り」を削除するなど、地域生活を可能とする支援がきちんと提供されるよう、障害者権利委員会より出されている一般的意見 5 の趣旨を踏まえた内容を盛り込ませる。

【具体的な取り組み】

- ①全国大行動と厚労省（障害福祉と雇用の連携）による継続的な交渉
- ②重度訪問の通勤通学 就労就学利用への拡大をテーマにしたシンポジウム（政策論、タウンミーティングなど）開催
- ③障害者政策委員会などを通じた障害者基本法改正の働きかけ

【2025 年までに達成したい目標、行動計画】

目標 2. 脱施設の制度化

- ①国連障害者権利委員会の審査を通じて脱施設及び社会的入院解消のための有効な勧告を引き出す。
- ②障害者差別解消法を改正し、各則に「地域生活・介護」を創設して、本人の望まない生活状態を強いること（施設等への入所、不十分な支給決定）は差別であることを明確にする。
- ③障害者基本法を改正し、「可能な限り」を削除する、脱施設及び意思決定支援の条項を作り障害者基本計画に反映させる。
- ④障害者総合支援法を改正、または脱施設・地域基盤整備の立法化を行い、地域移行・地域基盤整備 10 カ年戦略をたてさせる。盛り込むべき項目としては、「現行の施設職員の働き方改革（地域生活の支援者に）」、「地域移行実施施設側へのインセンティブ策」、「地域移行・定着支援の個別給付化と内容の充実」、「暫定支給決定の仕組みの導入」

【具体的な取り組み】

- ①障害者政策委員会での見直し議論
- ②総括所見を受けて、脱施設をテーマにしたタウンミーティングやシンポジウムなどイベント開催
- ③弁護士や研究者に、「本人の望まない支給決定により、他の者と平等でない生活を強いることは差別に当たる」と言えないかをテーマに勉強会を行う。

④実態調査(本人の意に反する施設・病院への入所・入院の強制、施設・病院内での虐待含む差別事例の収集)

⑤国会議員を巻き込み、脱施設・地域基盤整備の議員立法を提案してもらう

目標3. 障害者・児の介護職が求職人気NO.1に!

①障害者の自立生活の魅力を発信していく

②介助者の確保策のグローバル化を働きかける:2020年新型コロナウィルスの全世界的猛威は、多額の軍事費の無意味さを知らしめるであろう事から、医療と介護は必要なインフラで、持続可能な公共事業かつ成長産業であるという認識を世界共通のものにし、介助者の養成を世界的な取り組みにする。

【具体的な取り組み】

映画Independent Livingなどの上映会開催

【2030年までに達成したい目標、行動計画】

目標4. 制度の谷間の解消

①障害者基本法における障害者の定義を見直し、周期的・断続的な障害が含まれることを明確化する。

②障害者総合支援法における障害者の定義を障害者基本法と同様に改正し、障害者手帳の有無や難病等に該当するか否かにかかわらず、支援を必要とするすべての障害者が福祉サービスの利用申請ができるようにする。

③機能障害の程度や種類による福祉サービス利用の制限をなくす。

④障害者手帳制度の社会モデル／人権モデルにもとづく見直し

【具体的な取り組み】

① 総括所見の活用

②DPI全国集会、政策論の分科会企画実施

③ JILの総会、全国セミナーの分科会企画実施

④難病系団体との連携?

▽写真:2019年障害者総合支援法タウンミーティング



▽写真:2019年アメリカの脱施設戦略を学ぶ学習会参加



▽写真:2019年第35回DPI全国集会in松山 地域生活分科会



アクセシビリティ部会 2030 ビジョン

1. 活動している目的、実現したい社会

障害者の移動の権利と情報コミュニケーションの保障を実現し、分け隔てなく移動・利用でき、店舗や建物に入れ、文化芸術スポーツも楽しめる社会を創る

2. 2030 年までに実現したいビジョン

- ① 障害者の移動の権利と環境整備の推進を法制度に確立する。
- ② 建物のバリアフリー整備を義務化し、誰もが利用できる店舗・学校・共同住宅・ホテル・歴史的建造物のバリアフリー整備を推進する。
- ③ 全ての公共交通機関を、誰もが、快適に利用できるバリアフリー整備を実現する。
- ④ 情報提供、コミュニケーションに際して誰一人取り残されないよう、情報コミュニケーション保障に関する環境整備を推進する

3. 2030 年までに達成したい目標、行動計画

(1) ビジョン①(法制度)

①障害者基本法とバリアフリー法に、移動の権利と社会的障壁の除去のための環境整備の推進を明記させる。

【具体的な取り組み】

- ・ 学習会の実施。他国の法律で移動権について明記されているか、どのように位置づけられているのか。
 - ・ 障害者政策委員会で、障害者基本法見直しの議論をさせて、盛り込みを働きかける。
 - ・ 移動の権利と環境整備の推進をテーマに、議員を巻き込んだ院内集会を開催する。
- ②情報コミュニケーション法、手話言語法の制定

(2) ビジョン②(建物)

① 店舗のバリアフリー化

○2023年までに

- ・ 店舗のバリアフリー整備のガイドラインを作成し、バリアフリー法のガイドライン(努力義務)に小規模店舗と特別特定建築物内の店舗も対象として追補版に盛り込む。
- ・ バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、店舗のバリアフリー整備を盛り込む。
- ・ 店舗のバリアフリー化を進める世論を作り出す。

○2025年までに

- ・ バリアフリー法を改正し、店舗のバリアフリー化を盛り込み、基準適合義務を課す。
- ・ バリアフリー法14条に基づく委任条例を、全国の自治体で広める(目標10自治体)。

【具体的な取り組み】

- ・ 2020年から開催されている「建築設計標準の見直し検討会及び小規模店舗のバリアフリー化 WG」の構成員として積極的に働きかけ、店舗のバリアフリー整備のガイドラインを作成する。
- ・ このガイドラインを小規模店舗も特別特定建築物内の店舗も対象とし、バリアフリー法のガイドライン(努力義務)に追補版として盛り込むように、国交省に働きかける。
- ・ 加盟団体と連携し、バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定する。条例に店舗のバリアフリー整備の上乗せを盛り込む。

- ・ 店舗のバリアフリー化を進める世論を作り出すために「お店に入りたい！アピール運動」を実施し、マスコミ、国交省等へ働きかけを行う。
- ・ 自民党ユニバーサル社会推進議員連盟に店舗のバリアフリー化を提起する。

② 学校のバリアフリー化

○2023年までに

- ・ 学校のバリアフリー整備が進むように、数値目標と実施計画を策定する（基本方針にも盛り込む）。
- ・ バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、すべての学校のバリアフリー整備を盛り込む。

○2025年までに

- ・ 全国の学校の50%のバリアフリー整備を実現する。
- ・ バリアフリー法を改正し、すべての学校にバリアフリー整備を義務化する。

【具体的な取り組み】

- ・ 2020年バリアフリー法改正の国会審議で、学校のバリアフリー整備が進むように、数値目標や実施計画を策定するという答弁を引き出す。
- ・ 数値目標と実施計画を策定させるように、国会や国交省、文科省に働きかける。
- ・ 加盟団体と連携し、バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、条例に全ての学校のバリアフリー整備の上乗せを盛り込む。

③ 共同住宅のバリアフリー化

○2023年までに

- ・ 「長寿社会対応住宅設計指針」の見直しを行い、居宅内の段差を解消し、車いすユーザーが使いやすい整備のガイドラインを策定する。
- ・ 共同住宅のバリアフリー化の実態把握を行う。
- ・ バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、共同住宅のバリアフリー整備を盛り込む。

○2025年までに

- ・ 一定の戸数以上の共同住宅に、新築・大規模改修時にバリアフリー整備を義務付ける。

【具体的な取り組み】

- ・ 「長寿社会対応住宅設計指針」の見直しの検討会を立ち上げるように国交省に働きかける。
- ・ 公営住宅、民間を含めてバリアフリー整備の実態把握調査を行うように働きかける。
- ・ 加盟団体と連携し、バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、条例に共同住宅のバリアフリー整備の上乗せを盛り込む。

④ ホテルのバリアフリー化

○2023年までに

- ・ 東京都基準を超える一般客室のユニバーサルデザインの整備基準を条例で策定する。
- ・ バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、ホテルのバリアフリールームの設置比率の引き上げ、一般客室のユニバーサルデザイン化を盛り込む。

○2025年までに

- ・ バリアフリールームの設置比率を3～5%に引き上げる。
- ・ 一般客室のユニバーサルデザイン化を義務付ける。

【具体的な取り組み】

- ・ 加盟団体と連携し、東京都基準を超える一般客室のユニバーサルデザイン整備基準を策定する。
- ・ 加盟団体と連携し、バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、ホテルのバリアフリールームの設置比率の引き上げ、一般客室のユニバーサルデザイン整備の上乗せを盛り込む。

⑤ 歴史的建造物のバリアフリー化

○2023年までに

- ・ 歴史的建造物のバリアフリー整備の検討会を立ち上げさせる。
- ・ 名古屋城天守閣木造復元事業においては、加盟団体とともにバリアフリー化復元を働きかける。

○2025年までに

- ・ 歴史的建造物もバリアフリー法の対象とし、バリアフリー整備を義務付ける。

【具体的な取り組み】

- ・ 歴史的建造物のバリアフリー整備のガイドラインを策定させる。
- ・ 加盟団体と連携し、バリアフリー法14条に基づく委任条例をいくつかの自治体で策定し、歴史的建造物のバリアフリー整備の上乗せを盛り込む。

(3) ビジョン③(公共交通機関)

① 空港アクセスバス・長距離バス・定期観光バスのバリアフリー化

○2023年までに

- ・ 移動等円滑化基準除外認定車両の仕組みを一部改正し、鉄道のない地方空港から重点的にバリアフリー化されたバスの導入を始める。
- ・ バリアフリー車両の購入費用の助成制度を拡充させる。

○2025年までに

- ・ 「移動等円滑化基準適用除外認定車両」という仕組みを段階的に廃止し、新規導入車両はバリアフリー化を義務付ける

【具体的な取り組み】

- ・ 2020年バリアフリー法改正の国会審議において、空港アクセスバス・長距離バス・観光バスのバリアフリー化が進んでいない状況を指摘し、附帯決議に改善に取り組む旨を明記する。
- ・ 移動等円滑化基準除外認定車両の仕組みを段階的に廃止するように国交省に働きかける。
- ・ バリアフリー車両の購入費用の助成制度を拡充させるように国交省に働きかける。

② UD タクシー

○2023年までに

- ・ UD タクシーの乗車拒否の実態を把握する。(全国一斉行動 UD タクシー乗車運動)
- ・ UD タクシー認定要領の見直しを実現する。

○2025年までに

- ・ 車いすユーザーの乗車拒否を撲滅する。
- ・ 新型車両の開発を進める。

【具体的な取り組み】

- ・ 2020年バリアフリー法改正国会審議において、「公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務」に関して、ドライ

バーの研修を定期的に実施し修了者数の定期報告を事業者に課すことを国会答弁で引き出す。

- ・ 全国一斉行動!UD タクシー乗車運動を毎年秋に実施する。
- ・ 一斉行動のデータを元に、国交省、事業者、全タクへ働きかける
- ・ 車両メーカーとの意見交換を継続的に実施する。
- ・ 新型車両開発の働きかける。

③ 鉄道(ホーム環境の整備、無人駅)

○2023年までに

- ・ ホームと車両との段差と隙間の実施計画を策定する。
- ・ ホームドアの整備の実施計画を策定する。
- ・ 新幹線・特急車両のバリアフリー化を実現する(車椅子スペースの増設、web 予約、窓口での迅速な予約発券)
- ・ 無人駅のバリアフリー整備の基準を策定する。
- ・ リニア新幹線のバリアフリー化を働きかける。

○2025年までに

- ・ 新型車両開発において、障害当事者の意見反映を行うシステムを確立する。
- ・ リニア新幹線のバリアフリー化を実現する。

【具体的な取り組み】

- ・ ホームと車両との段差と隙間の実施計画の策定を鉄道事業者に課すことを2020年国会審議で引き出す。
- ・ 2021年からの基本方針(バリアフリー法)に、ホームと車両との段差と隙間の解消を項目に入れて、整備目標を策定させる(2021)。
- ・ 東京メトロ、都営地下鉄、JR 東等鉄道事業者等と定期的に意見交換を実施し、ホームと車両の段差・隙間の解消の計画を策定させ、解消を働きかける。
- ・ 国交省が作成する「東京都心部バリアフリー鉄道マップ」を、全国の都市部でも作成するように働きかける。
- ・ 基本方針にホームと車両との段差と隙間の項目を盛り込む。
- ・ 新幹線のバリアフリー化検討会で働きかけ、車椅子スペースの増設、web 予約、すべてのみどりの窓口での迅速な予約発券を実現する。
- ・ さらに、移動等円滑化基準及びガイドラインに反映させる。
- ・ 無人駅でも障害者がスムーズに利用できるように、守るべき基準を策定する。
- ・ リニア新幹線の車両レイアウト、駅のバリアフリー化を働きかける。

④ 航空機

○2023年までに

- ・ 障害者の航空機利用の課題を整理する。
- ・ 国交省と航空事業者に課題を提起する。
- ・ 空港会社が一括して接遇を行うシステムを提言する。

○2025年までに

- ・ 空港会社が一括して接遇を行うシステムを一部の空港で実現する。

【具体的な取り組み】

- ・ 航空機利用の問題点について当事者を招いて学習会を実施する。
- ・ 車いすユーザーの航空機利用時の課題に関する実態調査の実施し、課題を整理する。

- ・ 調査結果に基づいて、国交省と航空事業者に改善要請を行う。
- ・ 空港会社が一括して接遇を行うシステムを提言する。

⑤ 地方のバリアフリー整備

○2023年までに

- ・ 事業者によるソフトとハードの取り組み計画を精査し、地方のバリアフリー整備を働きかける。
- ・ 2021年からの基本方針に地方のバリアフリー整備に関する項目を立てる。

○2025年までに

- ・ 地方の核となる駅のバリアフリー整備を実現する。
- ・ バリアフリー法の改正で、ソフトとハードの取り組み計画のバージョンアップを実現する。

【具体的な取り組み】

- ・ 2020年バリアフリー法改正の国会審議で、地方のバリアフリー整備を推進する答弁を引き出し、附帯決議にも書き込む。
- ・ 2021年以降の基本方針に地方のバリアフリー整備に関する項目を盛り込むように、検討会で働きかける。
- ・ 2020年から毎年公表される事業者のソフトとハードの取り組み計画を精査し、加盟団体とともに重点的に完全してほしい駅を選定し、改善を働きかける。

(4) ビジョン④(情報アクセシビリティ)

情報提供に際して誰一人取り残されないよう、情報保障に関する環境整備を進め、政策提言を行っていく。また情報アクセシビリティ、公共調達等の聴覚障害、視覚障害を含めたアクセシビリティの理解を深めるために、学習会を行う。

4. まとめ

(1) 加盟団体と連携して取り組む運動

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ① 全国一斉行動!UDタクシー乗車運動(毎年秋) | ② 委任条例の運動(店舗・学校・共同住宅・ホテル等) |
| ③ お店に入りたい!アピール運動 | ④ 無人駅利用の課題実態調査 |
| ⑤ 航空機利用の課題実態調査 | |

(2) バリアフリー部会の改変(2021年度)

- ・ 障害者権利条約9条「アクセシビリティ」に対応した部会に改変する。
- ・ 名称を「アクセシビリティ部会」とし、情報アクセシビリティも含めたアクセシビリティ全般について取り扱う。

▽写真:2019年新幹線のバリアフリー対策検討会



▽写真:2019年全国一斉で行ったUDタクシー乗車運動



権利擁護部会 2030 ビジョン

1. 活動している目的、実現したい社会

脱施設及び社会的入院解消を進め、障害を理由とする差別や虐待がない社会を創る

2. 2030 年までに実現したいビジョン

障害者権利委員会からの総括所見に基づき、障害者の権利保障確立のための障害者基本法をはじめ、必要な関係法令の改正および新法制定を行う。特に、長期入所、社会的入院は重大な人権侵害であることを踏まえて、そのための脱施設及び社会入院解消に向けた制度化を確立させる。さらに、代理決定の仕組みである成年後見制度から自己決定支援制度への転換を進める。

3. 2030 年までの行動計画

【2023 年までに達成したい目標、行動計画】

目標1: 障害者差別解消法の改正

2021 年通常国会で「差別の定義」「障害女性の複合差別」「各則」「民間事業者における合理的配慮の義務化」「紛争解決の仕組みの創設」を法文に盛り込む。

【具体的な取り組み】

- ① 政策委員会委員との院内集会の開催、ロビーイング活動
- ② DPI 障害者差別解消法改正PTメンバーを講師にしたタウンミーティング開催
- ③ DPI 障害者差別解消法改正テキストの活用
- ④ 差別事例の収集

目標2: 障害者基本法の改正

2022 年通常国会で、「可能な限りを削除」「差別、合理的配慮の定義を明記」「虐待、ハラスメントの追記」「身近な場所で医療、介護が受けられるよう、地域生活支援を追記」「新たに障害のある女性の条文を新設」等の改正

【具体的な取り組み】

- ① 政策委員会委員との院内集会の開催、ロビーイング活動
- ② DPI 障害者差別解消法改正PTメンバーを再編し講師にしたタウンミーティング開催
- ③ DPI 障害者基本法改正テキストの活用

目標3: 障害者虐待防止法の改正

2023 年通常国会で、「通報義務の対象に、病院、学校、保育所及び官公署を入れる」「虐待や障害者の権利に関する第三者機関の設置」等の改正

【具体的な取り組み】

- ① 政策委員会委員との院内集会の開催、ロビーイング活動
- ② DPI 障害者差別解消法改正PTメンバー、精神障害の長期入院者、筋ジス病棟の未来を考えるプロジェクトメンバーを再編し講師にしたタウンミーティング開催
- ③ DPI 障害者虐待防止法改正テキストおよびDPI試案作成(2020 年度)

【2025年までに達成したい目標、行動計画】

目標4:障害者地域生活基盤整備法(仮)の制定

2025年通常国会。入所施設や長期入院者の地域移行を促進するため、住居やヘルパー制度を充実させる。

【具体的な取り組み】

- ①政策委員会委員との院内集会の開催、ロビーアクション活動
- ②精神障害の長期入院者、筋ジス病棟の未来を考えるプロジェクトメンバーを再編し講師にした講演会およびタウンミーティング開催
- ③施設入所者や長期入院者の実態調査
- ④脱施設脱病院PTを結成し、海外先進事例（韓国の地域移行等）の調査、分析、構想づくり

【2030年までに達成したい目標、行動計画】

目標5:障害者基本法、差別解消法、虐待防止法の3年後見直し規定による法律見直し

3法を中心に、見直し規定に沿って順次、法改正の準備を進める。

目標6:当事者を中心に運営される相談監視機関を全国に設置

特に立ち遅れている精神障害者への地域生活支援、権利擁護に関し、法的に位置づけられた、当事者を中心に運営される相談監視機関を全国に設置させる。このことにより、病院内での虐待大幅減、社会的入院の解消、官公庁や民間事業者における合理的配慮の提供による長期入院者の雇用義務化等、精神障害者の社会的地位の向上を推し進める。

目標7:成年後見制度の廃止を含めた抜本的な制度の見直しを行い、自己決定支援制度の確立

▽写真:2019年度「差別解消法見直し」に向けたタウンミーティングを全国5か所で開催

東京



大阪



名古屋



松山



北海道



教育部会 2030 ビジョン

1. 活動している目的、実現したい社会

障害のある人が充分な支援と環境整備等の配慮を得て、障害のない人と同じように、同じ教室で学ぶインクルーシブ教育を実現する

2. 2030 年までに実現したいビジョン

障害者権利委員会からの総括所見に基づき、障害者基本法第16条の改正を行う。さらに地域の学校でのインクルーシブ教育を進めるため、就学の仕組みや教師の配置数等、具体的な教育関係法令の改正を行い、すべての障害のある児童生徒が充分な支援と配慮を受け、原則、地域の学校の通常学級で学べるようにする。

3. 2030 年までの行動計画

【2023 年までに達成したい目標、行動計画】

目標1. 障害者基本法 16 条「教育」を改正し、インクルーシブ教育（手話を言語とする教育の確立を含む）を推進する

障害者基本法第16条教育について①「可能な限り」の文言を消し、②同じ教室で学べるよう保護者または児童生徒の希望する合理的配慮及び支援の提供の充実を図る事を明記し、インクルーシブ教育を推進する。障害者政策委員会で改正を求めて働きかける。またインクルーシブ教育に関する国際シンポジウムを開催する。

【2025 年までに達成したい目標、行動計画】

目標2. 特別支援学校と普通学校における就学奨励費の格差是正を実現する。

特別支援学校及び特別支援学級での障害がある児童生徒と通常学級での障害がある児童生徒では、就学奨励費の給付に格差がある。全国的なニーズを掘り起こし、ロビー活動等を行う。

目標3. 改正バリアフリー法を活用し、通常学校のバリアフリー化を進める。

2021年バリアフリー法基本指針改正後、文科省に学校バリアフリー計画策定を求めていく。

その後、2~3年以内に、各自治体でのバリアフリー計画策定するように働きかけていく。

目標4. 学校教育法施行令 5 条を改正し、地域の通常学級への就学を原則とし、学籍一元化を実現する

障害当事者及び保護者等の市民も各自治体の就学指導委員会の委員となり、専門家だけにしない。

また 2024 年までに、①学校教育法の改正とともに、法制度の全般的な見直しについて、作戦・戦略等の策定と共有を図るために友好団体や関係議員との学習会を複数回開催する。②議員、文科省を招き、シンポジウムを開催し、改正に向けた機運を高める。

【2030 年までに達成したい目標、行動計画】

目標5. 学校教育法を改正し、特別支援教育の目的規定を社会モデル的な規定へ改正する

特別支援教育の目的規定を医学モデル的な規定を社会モデル的な規定に改正する。学習指導要領を改正し、児童生徒の学習等の評価基準及び習熟度と能力主義を見直す。2028 年までに、議員、文科省を招き、改正に向けた機運を高める為、シンポジウムを開催する。

目標6. 教職員定数法の改正で、支援学校と通常学級の教員の配置についての格差を解消する。

2029 年までに、議員、文科省、友好団体を招き、改正に向けた機運を高める為、シンポジウムを開催する。

毎年継続的に行う活動

- ・各地の小中学校の就学について、不当な就学を撤回させる支援の取り組み。
- ・各地の高校入試で、定員内不合格を出さないよう、地元団体と協同した取り組み
- ・加盟団体等、各地の障害者自身が教育問題に取り組めるようにする取り組み。
- ・日教組等、教育課題に関する諸団体との意見交換等。
- ・好事例の調査及び好事例の紹介等の啓発活動。

▽写真:2019年 インクルーシブ丸ごと実現プロジェクト成果報告集会



▽写真:2019年2月11日、12日 若手の障害者を対象とした教育合宿を2日間開催



雇用・労働部会 2030 ビジョン

1. 活動している目的、実現したい社会

あらゆる差別とハラスメントを解消し、合理的配慮を得て、障害者も共にいきいきと働くことができる労働環境を実現する

2. 2030 年までに実現したいビジョン

2019年6月に改正された障害者雇用促進法の附帯決議である「障害者雇用率の対象となる障害者の範囲」、「働くために必要とする支援（合理的配慮）の見直しと拡充及び労働・福祉施策の連携」、「持続可能な新たな財源と予算の確保」等と「職場・雇用現場における差別の禁止」と「合理的配慮の確保」及び「実効性ある紛争解決の仕組み」を実現する。

3. 2030 年までの行動計画

目標1：一般就労

1. 障害者が障害に基づく差別の禁止と必要とする合理的配慮（介助、情報保障等の人的支援と物理的環境の整備等）を確保するための法・制度と持続可能な財源と必要な予算を確保する。
2. 障害者雇用促進法で定めた附則を以下のとおり実現する。
 - (1) 通勤及び就労時の介助等の支援確保については、重度訪問介護等の障害福祉サービスと障害者雇用促進法に基づく支援メニューを効率的・容易に利用できる仕組みを確立する。
 - (2) 支援メニューの年限の撤廃と現状に即した運用に見直す。
 - (3) 納付金制度については、障害者雇用率未達成企業の存在を前提とする財源ではなく、すべての民間企業が雇用率を達成することを前提とした持続可能な財源を確保する。
 - (4) 障害者雇用率の算定対象となる障害者については、手帳所持者以外を障害者基本法及び障害者雇用促進法の定義に基づく範囲に拡大する。
 - (5) 障害者雇用率調査については、障害者の雇用状況以外に障害者が必要とする合理的配慮を確保するための手続き、確保した結果等を盛り込み、障害者雇用の質を確保するための調査とする。また、採用試験における応募要件と合理的配慮の確保状況についても調査対象とする。
 - (6) 障害者が働く中で生じる差別（合理的配慮の非提供を含む）やハラスメントに関する第三者機関としての相談及び紛争解決のための実効性ある仕組みを確保する。
 - (7) 除外率制度を撤廃する。

3. SDGs関連企画において、DPIで確認した「SDGsとDPIの取り組み」の「目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」を活用して「誰一人取り残さない職場」を実現する。

【具体的な取組み】

1. 障害者雇用・労働フォーラムは時宜を得た内容で企画し継続的に開催する。また、課題に関わる各種情勢に応じてDPI全国集会またはDPI障害者政策討論集会の企画に盛り込む。
2. DPI&JIL加盟団体における障害者雇用及び労働環境に関する調査を実施する。
3. 国連障害者権利委員会の審査を通じて有効な勧告を引き出す。

4. SDGs関連企画等において、先に DPI で確認した「SDGsと DPI の取り組み」の「目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」を活用する。
5. 国会、省庁及び当該部会等対策を行う。
6. 法改正等に関する動向等に応じて順次取り組みを進める。

目標2:福祉的就労

1. 就労継続支援 A 型における利用者負担を廃止する。
2. ハート購入法(障害者優先調達推進法)の運用にあたり国、地方自治体及び民間企業が策定(作成)する街づくり、地域開発、商品開発等のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進するために就労継続支援事業所(A、B)、生活介護事業所及び障害者団体への設計・開発段階及びモニタリング等を委託業務として推進する。

【具体的な取組み】

1. SDGs関連企画等において、先に DPI で確認した「SDGsと DPI の取り組み」の「目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」と「目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する」を活用する。
2. 国連障害者権利委員会の審査を通じて有効な勧告を引き出す。
3. 法改正等に関する動向等に応じて順次取り組みを進める。
4. 国会、省庁及び当該部会等対策を行う。

目標3:第三の働き方(社会的雇用・社会的事業所等)

既存の雇用形態以外の新たな雇用・労働形態を確立し、障害の有無・程度・種別、個々の属性、個性が尊重され、個々の多様性の尊重と必要な配慮が確保された新たな雇用・労働形態を実現する。

【具体的な取組み】

1. 障害者雇用・労働フォーラムは時宜を得た内容で企画し継続的に開催する。また、課題に関わる各種情勢に応じて全国集会または障害者政策討論集会の企画に盛り込む。
2. 国連障害者権利委員会の審査を通じて有効な勧告を引き出す。
3. SDGs関連企画等において、先に DPI で確認した「SDGsと DPI の取り組み」の「目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」を活用する。
4. 法改正等に関する動向等に応じて順次取り組みを進める。
5. 国会、省庁及び当該部会等対策を行う。

目標4:「一億総活躍社会」及び「働き方改革」

施策の方針と内容を障害当事者の現状から検証し、障害当事者の現状を反映する。

【具体的な取組み】

1. 施策の方針と内容を障害当事者の現状から検証し、障害当事者視点で意見をまとめ、現行の方針とこの方針就労後の継続する新たな施策方針に反映する。
2. 省庁対策を行う。

所得保障部会 2030 ビジョン

1. 活動している目的、実現したい社会

「働くことが困難な状況であるとされている障害者」が、地域で暮らせるための所得保障制度を確立する

2. 2030 年までに実現したいビジョン

無年金障害者（Ⅰ型糖尿病等を含む）の解消、特別障害者給付金を障害者基礎年金へ統合、特別障害者手当の見直しと新たな「（仮称）地域生活手当」の創設により所得保障を充実する。また、生活保護基準の引き下げ撤廃と「健康で文化的な生活」を実現できるための水準及び障害者の現状を踏まえた基準の見直しを実現する。

3. 2030 年までの行動計画

目標1：Ⅰ型糖尿病障害基礎年金訴訟で勝訴し、公的年金制度改正につなげる

Ⅰ型糖尿病障害基礎年金訴訟を通じて、社会モデルの重要性を訴えるとともに厚生労働省の姿勢の転換を求め、公的年金制度改正の機運を高める。

【具体的な取り組み】

Ⅰ型糖尿病障害基礎年金訴訟に対する支援行動

目標2：公的年金制度改正～無年金障害者の解消・所得制限の廃止、特別障害者給付金の年金統合～

(1) 無年金障害者を解消するため受給要件を見直す。

(2) 20歳前の受傷者等の所得制限を撤廃する。

(3) 特別障害者給付金受給者の所得制限をなくし、支給額を障害基礎年金と同等に引き上げ、最終的に障害基礎年金と統合する。

【具体的な取り組み】

(1) Ⅰ型糖尿病障害基礎年金訴訟の動きに合わせ、無年金障害者をなくす会や反貧困ネットワークと意見交換を行う（政策討論集会など）

(2) 研究者と共に無年金障害者の実態及び特別障害者給付金受給者の生活実態を把握する。

(3) 実態調査結果を根拠として改革ポイントをまとめる。

(4) 2021年以降の国民年金法等の改正を求め、国会、省庁及び部会等対策を行う。

目標3. 特別障害者手当の見直しと「（仮称）地域生活手当」の創設

(1) 特別障害者手当の支給要件等を社会モデルの視点で見直す。

(2) 「（仮称）地域生活手当」を新たに創設する。

【具体的な取り組み】

(1) 特別障害者手当受給者の生活実態を調査し、貧困率等の状況を把握する。

(2) 国連障害者権利委員会の審査を通じて有効な勧告を引き出し、上記(1)の調査結果も活用し、障害者政策委員会及び社会保障審議会障害者部会における検討課題とする。

(3) SDGs関連企画等において、DPIで確認した「SDGsとDPIの取り組み」の「目標1. あらゆる形態の貧困を終わらせる」と「目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する」を活用する。

(4) 調査結果等を踏まえて国会・省庁及び部会等対策を行う。

目標4. 生活保護基準引き下げ訴訟(いのちのとりで裁判)の勝訴と生活保護基準の改善

- (1) 生活保護基準引き下げを撤廃するとともに「健康で文化的な生活」を実現できるための水準に改善する。
- (2) 生活保護基準に関する検討課題とされている「最低限度の生活をおくるために必要な水準」、「水準を検証・検討するための手法」、「現行の検証手法」について障害当事者の現状を踏まえたものとする。

【具体的な取り組み】

- (1) 生活保護基準引き下げ訴訟(いのちのとりで裁判)の勝訴と基準を改善するために以下のとおり取り組む
 - ① 2020年6月の名古屋地裁の判決後、2021年に福岡地裁、札幌地裁、岡山地裁で示され、以後、全国各地の地裁判決が続くことから傍聴行動を展開する。
 - ② 「いのちのとりで裁判全国アクション」が企画する集会等へ参加する。
 - ③ この訴訟を通じて生活保護基準を「健康で文化的な生活」を実現できる水準に改善する。
- (2) 生活保護基準の検討課題である「最低限度の生活をおくるために必要な水準」、「水準を検証・検討するための手法」、「現行の検証手法」について障害当事者の現状を踏まえた内容とする。
- (3) 障害当事者の現状を踏まえて省庁及び関係部会対策を行う。

目標5. 貧困の概念について、障害者の生活実態から「生活の質」を確保するための問題点を踏まえたものとする

貧困の概念について、社会との関係を含む生活の質的な観点も踏まえて多面的な視点で検討する「セーフティーネットの役割を果たせる水準」、「国民からの信頼と納得を得られる水準」については、障害当事者の生活実態から障害者の「生活の質(QOL)」を確保するための問題点を踏まえたものとする。

【具体的な取り組み】

- (1) 重度障害者の就労、公的年金・手当等の所得状況の把握と問題点を確認する。(経済状況)
- (2) 介護や情報保障等の人的支援や物理的障壁の解消等を必要とする障害者の「生活の質(QOL)」を高めるための問題点を確認する。
- (3) SDGs関連企画等において、先にDPIで確認した「SDGsとDPIの取り組み」の「目標1. あらゆる形態の貧困を終わらせる」の記載内容を見直す。
- (4) 以上の確認等に基づき省庁・当該検討会対策を行う。

写真:2019年 1型糖尿病障害年金裁判入院行動



写真:2019年 雇用労働フォーラムを開催



障害女性部会 2030 ビジョン

1. 活動の目的、実現したい社会

障害女性の視点から、男女をはじめとするジェンダー間の不平等をなくし、多様性が尊重され、複合差別のない社会を実現する

2. 2030年までに実現したいビジョン

障害女性の視点で提言し、活動することにより、誰もが差別されることなく安心して暮らせる優生思想のない社会を実現する。

3. 2030年までの行動計画

【2023年までに達成したい目標・行動計画】

目標1. 障害者基本法を改正し、障害女性の複合差別解消について明記させる

2020年に第一回複合差別院内集会開催する。初回は複合差別の実態や現状の課題など、総論的な集会にし、複合差別の問題について伝える。その後統計、性的被害、介助など、テーマ別に開催していく。

目標2. 研修を定期的に開催し、障害女性のエンパワメントとネットワーク化を図る

障害女性への研修を定期的に開催する。複合差別に関心を持つ障害女性を増やし、系統的な研修を行い、エンパワメントを促進する。2022年に第一回研修開催し、その後定期開催していく。

全国から研修生を募り、系統的な研修を実施し、それぞれの場でさらに多くの障害女性を力づける。

【2025年までに達成したい目標・行動計画】

目標3. 障害者差別解消法を改正し、複合差別、実態調査、差別解消窓口の当事者参画、職員研修が明記

条文に複合差別を明記、より具体的な実態調査や差別解消窓口への当事者参画、職員への研修が明記されるように働きかける。複合差別院内集会を開催し、複合差別の問題について伝えていく。

【2030年までに達成したい目標・行動計画】

目標4. 保健福祉、防災、ジェンダー等の審議会への障害女性の委員としての参画推進を働きかける

国、都道府県および市町村の医療・保健・福祉従事者に対しての啓発、研修の講師として障害女性を推挙していく。また、国・都道府県および市町村に設置された保健福祉、防災およびジェンダー等に関する審議会の委員に多くの障害女性が参画できるよう障害女性、行政に働きかける。とくに内閣府障害者政策委員会の中の障害者委員の4割は女性にする。

具体的な取り組みとして、目標2の女性研修などに参加し、エンパワーされた全国各地の障害女性たちに研修講師として動いてもらう他、自治体の保健福祉、防災、ジェンダー（男女共同参画）等の審議会に委員として参画するよう働きかけ、継続的に支援していく。内閣府障害者政策委員会の障害者委員の4割が女性になるよう働きかける。

目標5. 障害女性の複合差別に関する国際シンポジウムを開催、国際的なネットワーク強化

障害女性の国際的なネットワーク強化のために、アジアや欧米の障害女性や学識経験者を招き、議論・交流する。

**国際協力部会
2030 ビジョン**

1. 活動している目的、実現したい社会

世界の障害のある仲間との連帯によって、互いにエンパワーアシスティンガながら、インクルーシブな世界を構築する

2. 2030 年までに実現したいビジョン

障害分野からの貢献によって SDGs (持続可能な開発目標) の達成を促進し、障害者が取り残されない社会をつくる。

3. 2030 年までの行動計画**【2023 年までに達成したい目標、行動計画】****目標1 政府のアクションプラン2021の内容が、障害者の権利を尊重したものとする**

2021 年末に発表される政府の SDGs アクションプランが、CRPD (障害者権利条約) に沿ったものとなるように意見を提出する。

目標2 DPI アジア太平洋ブロック事務所として、ブロック団体やの強化に寄与する

アジア太平洋ブロック役員会のもとアジア太平洋ブロック事務所としての機能を強化し、DPI アジア太平洋事務所として国連を初めとする国際舞台でのブロック団体や評議員の活動を支援する。

目標3 アフリカの障害者をエンパワーし、開発から取り残されないようにする。

JICA の草の根技術協力事業を通じて行っている南アフリカでのプロジェクトの第 3 フェーズ「障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」を開始し、さらなるエンパワーメント推進を目指す。また、ともに活動していくアフリカの仲間とのネットワーク構築のため、アフリカ障害者研修コース参加者名簿を整備する。

【2025 年までに達成したい目標、行動計画】**目標4 世界 DPI の議題の一つに SDGs の達成をとりあげる**

- ・世界 DPI の再構築に協力し、国連レベルで SDGs に関して一つの声として意見表明ができるようにする。
- ・2030 年までに会員団体すべてが SDGs の意義を理解する。

【2030 年までに達成したい目標、行動計画】**目標5 SDGs での障害の重要性に対する認識を広げる。**

- ・2030 年まで継続的に SDGs 市民社会ネットワークとともに、障害問題を啓発する。

目標6 SDGs 後に取り組むべき、国際開発目標に関する提案を行う**毎年、継続的に行う活動**

誰一人取り残さないとの観点から、アフリカ、アジアや中南米の途上国の障害者、特に重度障害者が地域で暮らせるよう今まで日本で培っていた自立生活運動を通して、障害者のエンパワーメントと自立生活のスキルを伝えていく。

以上

SDGsに関する取り組み



私たち DPI 日本会議は、障害の社会モデルに基づき、
障害種別を超えた連帯を進めるクロスディスアビリティを重視し、
障害者権利条約の完全実施を進め、どんな障害があっても
地域で学び暮らし活動するインクルーシブな社会の実現を目指して活動を行っています。

SDGs の理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会
の実現に向けて、私たちは SDGs の 8 つの目標について、取り組んでいます。

SDGsに関する取り組み

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



ターゲット 1.3:

各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。

◎DPIの取り組み:所得保障

障害基礎年金の水準は、国民の健康で文化的な生活を保障する生活保護制度と比較して障害者の基本的な生活を保障するための水準に達していません。また、支給範囲は、関係法令の定める範囲を狭めています。特に、在日外国人をはじめとする無年金障害者の問題があります。併せて、特定障害者特別給付制度と特別障害者手当の見直しも必要であることから、こうした障害者の所得保障の改善を求めています。

目標 3.すべての人に健康と福祉を



◎DPIの取り組み:国際協力、尊厳生

JICA の事業として、約 20 年アフリカの自立生活促進のための障害者リーダー研修によってせっかく育てた有望なリーダーが健康面の知識が乏しく、かつ医療が十分でないため若くして亡くなっています。医療が発展している日本においては、ALS の当事者など重度の障害を持ち、意思表明が難しい人が家族など周囲からの負担を懸念し、生きることを諦めているケースもあります。

生きるために必要な医療や介助が受けられるよう、法律や制度改正、啓発など「尊厳生」の問題に取り組んでいます。

目標 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

ターゲット 4.5:

2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子ども等、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

◎DPIの取り組み:インクルーシブ教育

障害者権利条約の謳う「インクルーシブ教育」を進めるため、「同じ学校、同じ教室で」育ち学ぶことを基本とした教育を広めていくために活動しています。具体的には、障害者権利条約の学習会等の開催による啓発活動、「分けないことがその後の生活に重要」という障害者の経験の集約と当事者リーダー育成、高校入試等の合理的配慮の底上げに向けた情報交換などを行っています。

ターゲット 4.a:

子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

◎DPIの取り組み:インクルーシブ教育

学習環境の整備等については、保護者の付き添いの強要などの、差別的行為に対する取り組み、大学修学支援制度（学内で利用できる介助制度）の利用者の実態把握と制度改革に向けた課題の集約、また特に小学校就学前後にかかる、福祉と教育の連係の在り方について、モデル的な事業の創出に向けた取り組みなどを行っています。

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

ターゲット 5.1:

あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

◎DPIの取り組み:障害女性

2016 年にジュネーブで開催された女性差別撤廃条約委員会（CEDAW）には、DPI 女性部会と DPI 女性障害者ネットワークの障害を持つ女性メンバーを派遣し、障害を持つ女性が置かれている状況や優生保護法下の強制不妊手術の被害者への国の無作為を訴え、委員会から日本政府に対して、男女別の統計調査の実施や強制不妊手術被害者への謝罪と賠償を求める強い勧告が出されるに至りました。

今後とも、障害者権利条約（CRPD）と CEDAW の両面から障害を持つ女性・女児の人権回復への歩みを進め、SDGs のミッションである「誰一人取り残さない社会の実現」に取り組みます。具体的には、国や自治体主催並びに民間団体の講演や研修への講師派遣、国や自治体への政策提言等に引き続き取り組みます。

また常任委員に占める女性割合を増やすため、特別常任委員枠を設け、積極的に障害女性を役員にしてきました。今後も、障害女性の参加の障壁となる壁をなくす取り組みを進め、障害女性のエンパワーメントや、複合差別の研修等を内部でも進めています。

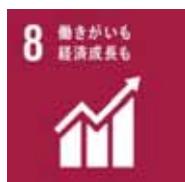
ターゲット 5.6:

国際人口・開発会議 (ICPD) の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

◎DPIの取り組み:障害女性

子どもをもつか・もたないか自分で決めることは、全ての大切な人権ですが、1996年まで、優生保護法という法律が障害者からその権利を奪っていました。現在も、障害女性が妊娠の継続を否定される、出産のための入院を断られる等の事例があり、「性と生殖に関する健康／権利」の実現は重要な課題です。教育、医療、社会保障等の分野で、障害者が性と生殖について自ら決める主体として尊重されるよう、働きかけを続けます。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



ターゲット 8.5:

2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用 及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

◎DPIの取り組み:雇用労働

一般就労については、障害者が働くために必要な介助や情報保障等の支援が極めて不十分であるため障害者が必要とする合理的配慮の確保を公的制度として拡充を求めています。また、福祉制度として実施されている福祉的就労については、利用者負担や賃金レベル等において、一般就労との格差・矛盾が大きいことからその改善を求めていました。併せて、第三の働き方とされている社会的雇用に関する国としての取組みも求めています。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する



ターゲット 10.2:

2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

◎DPIの取り組み:雇用労働、所得保障、国際協力

障害者の政治参加を促進するために積極的に措置として国会及び地方議会において、一定の比率としての障害者の議席が確保されるための選挙制度等の改正と障害者が議員としての活動が保障されるための環境整備を求めていました。また、障害者の所得状況の調査の実施と、その結果と障害者が必要とする生活基盤に基づく所得保障の確立を目指しています。DPI の世界のネットワークを通じて、途上国の障害者の生活環境の改善に取り組んでいます。

ターゲット 10.3:

差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進等を通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。

◎DPIの取り組み:権利擁護

障害者権利条約が求める「障害のない人との平等」を基礎とした権利擁護活動を行っています。例えば、全国から差別事例を当事者の視点で独自に収集・分析するなどし、障害者基本法や障害者差別解消法等重要な法案の制定・改正につなげてきました。これからも、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の障害種別を超えた全国の団体が加盟している強みを活かし、多様な人々の声を反映した法制度を実現していきます。

ターゲット 10.4:

税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。

◎DPIの取り組み:地域生活、権利擁護、所得保障

障害者権利条約の理念に沿って、障害の有無・種別・程度、場所や場面によって格差や制限が生じることなく、必要な人に必要なだけのサービスが提供されるよう、障害者総合支援法の改善を提案しています。障害者の生活実態を把握し、統計データを収集し、その他関連法の改正や、社会保障施策のより一層の充実を提言しています。

また、一般就労と福祉的就労の賃金格差是正、障害基礎年金、特定障害者特別給付制度と特別障害者手当の見直し等、障害者の所得保障の見直し等を求めています。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**ターゲット 11.2:**

2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大等を通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

◎DPIの取り組み:交通バリアフリー

誰もが使える公共交通機関を求め、活動を続けています。粘り強い働きかけの結果、2000 年の交通バリアフリー法の制定、2018 年のバリアフリー法改正を実現しました。国交省への政策提言、各種検討会への参加、事業者への働きかけや接遇等の研修会等も実施しています。さらに、障害を理由に利用を拒否されることを無くすために、乗車拒否の実態を調査し、提言にまとめて国交省や事業者に働きかけています。

ターゲット 11.5:

2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害等の災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

◎DPI の取り組み:防災

防災を通じてインクルーシブな地域社会のあり方について発信していきます。障害者の防災や避難のシステムが不十分なため、障害のある人もない人もともに避難できるユニバーサルな仮設住宅の提案や、大規模災害発生時における被災障害者支援を行う「障害者支援センター&救援本部立ち上げマニュアル」を作成しました。さらに、障害者が災害発生時に必要とする合理的配慮の内容を調査し、誰もが取り残されることのない防災対策を目指して取り組んでいます。

ターゲット 11.7:

2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ 利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

◎DPI の取り組み:地域生活、交通バリアフリー

誰もが住みよい社会を目指して、多くの人が利用するデパート、店舗、ホテル、映画館、劇場、スタジアム等公共的施設のバリアフリー化に取り組んでいます。2006 年のバリアフリー法改正で一定規模以上の建物のバリアフリー化が義務付けられました。さらに、小規模店舗、学校、避難所等のバリアフリー化の義務化を求めています。近年では、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのバリアフリー整備ガイドラインの策定、新国立競技場や日本武道館等のバリアフリー整備、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定に関わってきました。

また、地域生活の観点から、住まいの確保が重要な課題であり、公営住宅のみならず、民間の賃貸集合住宅におけるバリアフリー物件の一定数確保の義務化を働きかけていきます。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット 17.16:

すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

◎DPI の取り組み:国際協力（南アプロジェクト、アフリカ研修等）

国際的ネットワークの構築に設立メンバーとしてネットワークの強化に努め、障害者が一つの声となって他のステークホルダー団体と協力して SDGs の推進を行っていきます。誰一人取り残さないとの観点から、アフリカ、アジアや中南米の途上国の障害者、特に重度障害者が地域で暮らせるように今まで日本で培っていた自立生活運動を通して、障害者のエンパワーメントと自立生活のスキルを伝えていきます。

以上



A Voice Of Our Own

われら自身の声